

1. 標準給付費見込額の推計

高齢化の進展による自然増や介護報酬改定の影響等を踏まえて見込んだ総給付費に、過去の実績から見込んだ特定入所者介護サービス費等、高額介護サービス費等、高額医療合算介護サービス費等、審査支払手数料を合わせて、標準給付費を見込みました。

〔図表 7-1-1: 標準給付費の見込み〕

		計画値				参考値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	令和7年度	令和22年度
総給付費	(千円)	5,451,543	5,586,880	5,694,202	16,732,625	5,819,187	6,747,258
特定入所者介護サービス費等給付額	(千円)	119,814	108,337	111,044	339,194	114,529	136,139
高額介護サービス費等給付額	(千円)	90,905	91,785	94,076	276,767	97,029	115,334
高額医療合算介護サービス費等給付額	(千円)	17,127	17,534	17,971	52,632	18,535	22,032
算定対象審査支払手数料	(千円)	6,759	6,920	7,092	20,771	7,315	8,695
審査支払手数料支払件数	(件)	90,125	92,262	94,565	276,952	97,532	115,932
標準給付費見込額	(千円)	5,686,149	5,811,455	5,924,386	17,421,990	6,056,595	7,029,457

※特定入所者介護サービス費等給付額は資産等勘案調整後のもの

※高額介護サービス費等給付額は上限額の見直し等調整後のもの

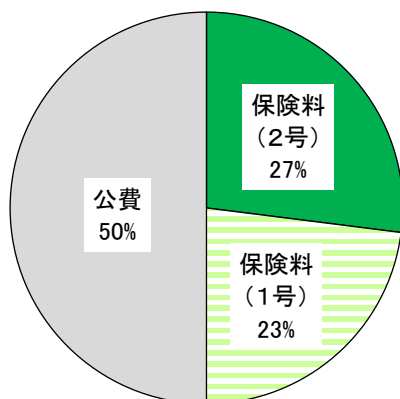
※千円未満の端数処理のため、計が一致しない場合がある(以下同じ)

2. 第1号被保険者の保険料の推計

(1) 介護保険の財源と保険料

介護保険の財源は、半分が国・県・市によって公費負担され、残りの半分は被保険者が納める保険料で構成されています。保険料のうち、65歳以上の第1号被保険者と40歳以上65歳未満の第2号被保険者が納める負担割合は、全国ベースの人口比率によって定められ、第1号被保険者の負担割合は23%となっています。

〔図表 7-2-1: 介護保険の財源内訳(令和3~5年度)〕



(2) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業費について、今後の事業展開に係る事業費を推計しました。

〔図表 7-2-2: 地域支援事業費の見込み〕

		計画値				参考値	
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計	令和7年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業							
介護予防・生活支援サービス事業	(千円)	149,510	152,687	155,076	457,273	160,194	177,482
一般介護予防事業							
包括的支援事業・任意事業							
地域包括支援センター運営費	(千円)	180,790	181,823	182,719	545,332	183,825	189,315
在宅医療・介護連携推進事業							
生活支援体制整備事業							
認知症総合支援事業							
地域ケア会議推進事業							
任意事業							
地域支援事業費	(千円)	330,300	334,510	337,795	1,002,605	344,019	366,797

(3) 保険料収納必要額と保険料の基準額

第1号被保険者の保険料は、令和3年度から令和5年度までの第1号被保険者・要介護認定者数の見込み、標準給付費及び地域支援事業費の推計、国が示す保険料算定に必要な係数等を基に設定しました。

〔図表 7-2-3: 保険料収納必要額と保険料の基準額〕

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	合計
標準給付費見込額(A)	(千円)	5,686,149	5,811,455	5,924,386	17,421,990
地域支援事業費(B)	(千円)	330,300	334,510	337,795	1,002,605
介護予防・日常生活支援総合事業費(B①)	(千円)	149,510	152,687	155,076	457,273
包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費(B②)	(千円)	147,783	148,628	149,360	445,771
包括的支援事業(社会保障充実分)(B③)	(千円)	33,007	33,195	33,359	99,561
第1号被保険者負担分相当額(C) (A+B)×23%	(千円)	1,383,783	1,413,572	1,440,302	4,237,657
調整交付金相当額(D) (A+B①)×5%	(千円)	291,783	298,207	303,973	893,963
調整交付金見込額(E)	(千円)	229,925	237,373	237,707	705,005
財政安定化基金拠出金見込額	(千円)				0
財政安定化基金償還金	(千円)	0	0	0	0
準備基金取崩額(F)	(千円)				220,000
保険料収納必要額(G) C+D-E-F	(千円)				4,206,615
収納率(H)	(%)	98.50%			
所得段階別加入割合補正後被保険者数(I)	(人)	20,698	20,816	20,919	62,433
保険料基準額(年間)(J) G÷H÷I	(円)				68,400
保険料基準額(月額) J÷12	(円)				5,700

第8期計画期間中の介護保険料基準額		
年額(円)	68,400	
月額(円)	5,700	

(4) 第1号被保険者の所得段階別保険料

保険料については、被保険者の負担能力に応じた、細やかな段階の設定を行いました。第8期（令和3～5年度）における所得段階別の保険料（年額）は下記のとおりです。

〔図表 7-2-4: 第1号被保険者の所得段階別保険料〕

段 階	対 象 者	保険料率	保 険 料 (年 額)	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る所得を除く)と課税年金収入金額の合計が80万円以下の方	0.30	20,600円	
第2段階	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の合計所得金額(公的年金等に係る所得を除く)と課税年金収入金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.50	34,200円	
第3段階	世帯全員が住民税非課税の方で、第1段階・第2段階に該当しない方	0.70	47,900円	
第4段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額(公的年金等に係る所得を除く)と課税年金収入金額の合計が80万円以下の方	0.90	61,500円	
第5段階	世帯の誰かが住民税課税だが、本人は住民税非課税で第4段階に該当しない方	1.00	68,400円	基準額
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	82,000円	
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	88,900円	
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	102,600円	
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上450万円未満の方	1.70	116,200円	
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が450万円以上の方	1.90	129,900円	

※保険料率は低所得者負担軽減後の率